最終更新日：2018年6月29日

日本ＫＦＣホールディングス株式会社
代表取締役社長 近藤　正樹
問合せ先：045-307-0605
証券コード：9873
http://japan.kfc.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、「おいしさ、しあわせ創造企業」を企業理念とし、”本当のおいしさ”を通じて人々をしあわせにすることで、継続的に企業価値の向上を図るとともに、豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様やお客様をはじめとするすべてのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続強化を経営上の重要事項としています。独立役員の要件を満たす社外取締役の選任により経営監督機能の強化を実施し、意思決定や業務執行の迅速化、効率化を図るなど、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社グループは、上記の基本的な考え方に基づき、コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組みを継続的に実施していますが、各原則のうち以下の項目については、一定の取り組みを行っているものの、さらなる検証・検討と対応が必要であると考えています。

補充原則1-2-4
■株主総会招集通知の英訳の実施
当社の株主における海外投資家の比率は5%未満であり相対的に非常に低いと考えています。今後20%以上となった時点で招集通知の英訳については進めます。

補充原則3-1-2
■会社情報の英文での開示
現在、当社における海外投資家の比率は5%未満であり相対的に非常に低いと考えています。今後20%以上となった時点で、招集通知、事業報告、経営計画等の英訳を進めます。

補充原則4-1-3
■最高経営責任者等の後継者の計画
当社は、企業理念、会社運営方針、中期経営計画等を踏まえ、取締役会にて最高経営責任者等の次期後継者の審議及び選定を行っていますが、具体的な後継者の計画は策定しておりません。今後、取締役会にて後継者の計画について適切な監督を実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社のコーポレート・ガバナンスに対する取り組みについては、本報告者のほか、株主総会招集通知、有価証券報告書、当社ウェブサイトなどに掲載しておりますのでご参照ください。コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項は、次の通りです。

原則1-4
■政策保有株式の考え方
当社は、円滑な協業関係の構築・維持のための手段の一つとして、他社の株式・持分を取得・保有する場合がありますが、この保有規模は必要最低限としております。議決権行使にあたっては、各議案について適切に議決権を行使することとしています。
なお、上場株式の取得、処分に際しては、インサイダー取引規定の順守を徹底しています。

原則1-7
■関連当事者間の取引
当社では、取締役会規則及び同付議基準を定め、取締役と会社との取引及び、執行役員と会社との取引について、取締役会での決議を求めています。また、執行役員規程にて利益相反取引及び協業取引の禁止を定めています。

原則3-1(ⅰ)
■企業理念
当社は、「おいしさ、しあわせ創造企業」を企業理念に掲げ、”本当のおいしさ”を通じて人々をしあわせにすることを使命として企業活動を行っています。皆様に信頼され、愛される企業であり続けるために3つのミッション・ステートメントを掲げこれからも「豊かな食」を提供し続けます。
(1)食の「安全・安心」を通じ、人々の健康づくりに寄与し社会に貢献する。
(2)おいしさを創造し、お客様に楽しく、豊かで、しあわせな生活を提供する。
(3)このビジネスで働く人々をしあわせにする。

原則3-1(ⅱ)
■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針
当社グループは、「おいしさ、しあわせ創造企業」を企業理念とし、”本当のおいしさ”を通じて人々をしあわせにすることで、継続的に企業価値の向上を図るとともに、物心ともに豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様やお客様をはじめとするすべてのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。
この実現のため、企業理念を基本に、経営の透明性・客観性を保ちつつ迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの仕組み作りを推進します。また、株主や投資家等のステークホルダーへの説明責任を充実させることにより、社内外からの理解と信頼が継続して得られるよう努めま

す。

原則3-1(iii)
■報酬の決定方針・手続き
本報告書「取締役報酬関係」内、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

原則3-1(iv)
■取締役候補者の選任方針・手続き
(a) 選任方針
当社では、外食産業を取り巻く環境の変化に日々対応すべく、事業活動において適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことが出来るよう、社内及び社外から、実務、経営企画、人事、財務・会計、経理、審査、監査、内部統制、法務等の豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しています。

(b)選任手続
当社では、取締役及び監査等委員である取締役、総務部、人事総務部にて候補選定・面談を実施し、社長が取締役会選任案を作成し、取締役会での決議の上、株主総会に付議することとしています。また、監査等委員の選任においてはさらに監査等委員会での承認を必要としています。

原則3-1(ⅴ)
■取締役候補者の個々の指名の理由
(a)近藤 正樹
同氏は、ブラジル三菱商事会社及び三菱商事株式会社生活産業グループCEO補佐を歴任するとともに、2014年からは当社代表取締役社長を歴任するなど、企業経営に関する幅広い見識と当社の事業内容に関する豊富な経験と実績を有しております。今後も当社の継続的な成長及び迅速な意思決定を図ることが出来ると判断した為です。

(b)金原 俊一郎
同氏は、三菱商事株式会社財務部長及び三菱商事フィナンシャルサービス株式会社非常勤監査役を歴任するなど、財務経理や企業監督に関する幅広い見識を有しているとともに、M&A事業にも豊富な経験と実績を有しております。また、2017年からは当社の取締役執行役員に就任し、コーポレート本部長及びガバナンス本部長として業務を執行するなど、当社の業務執行監督機能の充実に寄与してまいりました。この実績を踏まえ、今後も当社の意思決定機能の強化を図ることが出来ると判断した為です。

(c)岡部 勇次
同氏は、当社入社以来主に営業業務に従事するとともに、当社の事業内容、店舗経営実態に関する豊富な経験と実績を有しております。2016年からは当社取締役に就任し、現場に即した経営判断を積極的に行ってまいりました。この実績を踏まえ、今後も当社の取締役としてその経験を活かすことが出来ると判断した為です。

(d)佐々木 敏彦
同氏は、当社入社以来主に営業業務に従事するとともに、物流・購買部長や関西オフィス長を歴任するなど、豊富な業務経験や知見を有しております。2017年からは当社取締役に就任し、様々な観点からの経営判断を行ってまいりました。この実績を踏まえ、今後も当社の取締役としてその経験を活かすことが出来ると判断した為です。

(e)若木 孝優
本報告書「取締役関係」内、「会社との関係(2)」をご参照ください。

(f)平田 寛司
本報告書「取締役関係」内、「会社との関係(2)」をご参照ください。

(g)大島 仁志
本報告書「取締役関係」内、「会社との関係(2)」をご参照ください。

(h)砂川 佳子
本報告書「取締役関係」内、「会社との関係(2)」をご参照ください。

補充原則4-1-1
■取締役会での審議内容等
取締役会の決議を要する事項及び経営上の重要事項については法令及び定款の規程により取締役会で決議することとしており、特に資産及び財務に関する事項については分類ごとに金額基準を定め、これを超える案件については取締役会にて審議・決定しています。

原則4-8
■独立社外取締役の員数、取締役会に占める独立社外取締役の比率
現在、当社の独立社外取締役は2名で取締役会に占める比率は25.0%です。

原則4-9
■独立性判断基準
当社は、社外役員の独立性に関する考え方として、東京証券取引所の基準に従っています。

補充原則4-11-1
■取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
取締役会は、活発な審議と迅速な意思決定ができるよう、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と実績、決断力を有する、多様な専門性を持ったメンバーで構成されることが必要であると考えています。また、社外取締役においては、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持っ

た経営者又は経営経験者等で構成されることが必要であると考えています。これにより、社外取締役による高度なモニタリングモデルが期待でき、多様なリスクの高まりに対して、健全に牽制する体制の構築ができると考えています。

補充原則4-11-2
■取締役の他の上場会社の役員との兼任状況
該当ございません。

補充原則4-11-3
■取締役会の自己評価
各取締役に対して、毎年、取締役会の構成や運営に関しアンケート形式での自己評価を実施し、その結果をもとに取締役会において取締役会のあり方、運営等に関する審議、検討を行うなど取締役会全体の実効性について分析、評価を行っています。

補充原則4-14-2
■取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社では取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布、説明、関連情報の提供等を行うほか、取締役会以外の日程で招集し、検討会を行う等、当社の業務内容を理解する機会を継続的に提供しています。また、特に社外取締役に当社グループの事業を深く理解してもらうため、事業に関係する工場の視察等を実施しています。

原則5-1
■株主との対話方針
(1)基本的な考え方
株主とは積極的に対話を行うことを基本方針とし、経営計画の進捗をはじめとする経営状況に関する情報、定量的な財務情報、コーポレート・ガバナンスや環境・CSRなどの非財務情報の開示を適時・適切に行うほか、株主の権利行使のための適切な環境整備に努めます。

(2)責任者・推進体制
当社では、IR活動を経営上の課題として認識しており、IR担当本部長を責任者とし、経営幹部が主体となって、株主・投資家との対話と積極的な情報開示を推進しています。また、対話情報開示を推進するため、担当部局として経営管理部を設置するほか、広報部、経営企画部、法務部等の各部と連携し、担当部局に限定されない横断的な会社体制を構築しています。

(3)対話の方針・活動体制
当社は、継続的かつ長期的な企業価値の向上を図るために、対話の基盤となる経営方針や経営戦略、財務情報、環境、CSR活動等を積極的に開示しています。また、半期ごとに社長、CFOによる記者、アナリスト向けの決算説明会を実施しています。

(4)経営に対するフィードバック
当社では、IR活動を通じて得られた株主・投資家からの意見や経営課題を、社長をはじめとする経営幹部及び、各会議体に対し適切に報告する仕組みを整備しています。このほか、その意見・経営課題は、経営管理部、広報部等より社内にフィードバックするなど、経営の改善に役立てています。

(5)インサイダー情報の管理
当社では、株主との対話に際してのインサイダー情報の取扱いに関して、当社「コンプライアンス基本規程」に則り、役職員行動規範の下、全役職員に周知徹底しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	7,875,505	34.56
日本ＫＦＣホールディングスフランチャイズオーナー持株会	221,500	0.97
JP MORGAN CHASE BANK 385151	172,166	0.75

明治安田生命保険相互会社	110,200	0.48
BBH FOR VANGUARD DEVELOPED MARKETS INDEX FUND	79,920	0.35
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	79,136	0.34
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	74,400	0.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	73,000	0.32
株式会社田部	72,100	0.31
キユーピー株式会社	67,000	0.29

支配株主（親会社を除く）の有無	三菱商事株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

当社は、その他の関係会社に該当する三菱商事株式会社と原材料の仕入等を行う取引関係にあります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に基づき、三菱商事株式会社との取引については、市場価格等を勘案して毎期価格交渉の上、決定することとしております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社では、2014年4月1日付で持株会社体制へ移行し、商号を日本KFCホールディングス株式会社に変更しました。持株会社体制において経営機能と業務執行機能を明確に分離し、当社は持株会社として、グループ全体での戦略的な意思決定や経営資源の最適化を行っております。事業会社では、KFC事業を柱としたフードサービスビジネスを国内で展開しております。なお、2018年2月23日付で株式会社ビー・ワイ・オーと資本業務提携契約を締結しており、2018年3月期より持分法適用の範囲に含めております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
若木　孝優	他の会社の出身者					○		○				
平田　寛司	他の会社の出身者					○		○				
大島　仁志	他の会社の出身者											
砂川　佳子	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若木　孝優			当社の主要株主であり主要な取引先である三菱商事株式会社にて、生鮮品本部畜産部長として勤務しております。	三菱商事株式会社において畜産関連の業務に従事し幅広い知見を有しているとともに、子会社経営に関する豊富な経験を活かすことにより、当社の経営力の強化を図ることが出来ると判断した為です。
平田　寛司	○		当社の主要株主であり主要な取引先である三菱商事株式会社にて、2018年6月まで、業務執行者として勤務しておりました。	三菱商事株式会社において子会社経営並びに内部統制、内部監査に長年携わっており、事業経営、財務経理、内部統制、内部監査に幅広い見識を有していることから、監査監督機能の充実を図ることが出来ると判断した為です。

大島　仁志	○	○	―――	キリンホールディングス株式会社常勤監査役や公益財団法人民際センター理事を歴任するなど、食品事業分野の専門的な知識および経済に関する幅広い見識を有していることから、当社の企業統治の強化につながるものと判断した為です。なお、当社との間に特別な利害関係はなく、また、特定関係事業者でもないことから独立役員として指定しております。
砂川　佳子	○	○	―――	公認会計士、税理士として培われた会計監査、財務、内部統制に関する専門的な知識、経験等を有していることから、当社の取締役会の透明性の向上および監督機能の強化につながるものと判断した為です。なお、当社との間に特別な利害関係はなく、また、特定関係事業者でもないことから独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の監査の実効性を高めるために、監査等委員会の職務遂行を補助する組織を設置し、監査等委員会の指示による調査の権限を認めるほか、職務補助者の評価・異動などの人事に際して、監査等委員会が行うなど、独立性の確保に留意しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1.常勤監査等委員(1名)、非常勤監査等委員(2名)は、協議の上、監査方針・監査計画を立案し業務分担をして、監査業務を遂行しています。

2.所定の期中監査及び期末監査は、議事録・稟議書・契約書等の書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人による立会等の方法により監査を実施しています。

3.各監査等委員が取締役会に出席し、会社経営状況を把握する他、重要な会議へ出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しています。

4.監査等委員は会計監査人と意見交換を行うとともに四半期毎に当社グループの監査結果の報告を受けています。

5.グループ監査部を監査業務の一層の充実のために監査等委員会の直轄組織とし、同部が定期的に内部統制評価委員会を開催し、当社グループの監査状況の報告及び監査に関する意見交換を行い、取締役会にて内部統制報告を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諸問委員会	3	0	0	3	0	0	社外取締役

補足説明

2017年度の報酬諮問委員会は、委員3名中、社外取締役3名（内、監査等委員である取締役2名）にて構成されており、取締役の報酬及び賞与について審議、決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

連結当期純利益を指標とし、報酬諮問委員会での審議のもと、インセンティブ(役員賞与)を決定しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2017年度におきましては取締役（監査等委員である取締役を除く）8名（うち社外取締役2名)に対する報酬の総額は128百万円(うち社外取締役は1百万円)、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名)に対する報酬の総額35百万円でした。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の総額については、2016年6月開催の株主総会において年額2億円という枠を設定しておりましたが、2018年6月開催の株主総会において、この枠内に固定の月額報酬のほか役員賞与を含むものと改定いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会において決議された取締役報酬の総額の限度内で、役位、役割、会社業績等を総合的に勘案し算定しています。
また、そのプロセス、計算結果につきましては、報酬諮問委員会で審議の上、取締役会で決定しており、透明性は担保されています。取締役監査等委員の報酬は、株主総会において決議された取締役監査等委員の報酬の総額の限度内で、役割等を勘案して、取締役監査等委員の協議で決定しています。なお、退職慰労金はすでに廃止しています。

【社外取締役のサポート体制】

常勤の監査等委員である取締役には、専属スタッフ1名を配属しています。また、会計監査人と監査等委員会及びグループ監査部は、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査の結果報告並びに情報交換や意見交換を随時行うなどの連携により監査の実効性と効率性を担保するようにしています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

a.現状の体制の概要
当社では、業務執行と監督の分離をより一層進め、取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの向上につながると認識しております。また、透明性の高い経営と適切な意思決定の実現に向けて体制構築を図っております。
会社の機関としては取締役8名より構成される取締役会、そのうち、監査等委員である取締役3名より構成される監査等委員会、そのほか、会計監査人を設置しています。また、取締役8名の内、社外取締役4名（監査等委員である取締役3名含む)を選任しており、監査等委員である取締役3名のうち2名は独立役員として届出しています。なお、ガバナンス体制は当社の現状に即した適切な規模であり、効率的な経営が可能と考えておりま

す。

さらに意思決定・執行内容の性質に応じた会議体を設置することにより、透明性が高く、かつ効率的な企業運営に努めています。
取締役会において、重要な業務執行及び法定事項について決定するとともに、グループ経営に関する意思決定において事業をまたがる又は影響の大きい戦略及び投資に関しては、グループ・エグゼクティブ・コミッティ(以下、GECと称する。)を定期的に開催、意思決定に際して質の向上を図っています。

b.内部監査及び監査等委員会の概要
当社グループは内部監査部門として、グループ監査部を監査等委員会直属組織として設置し、当社グループの業務執行について、妥当性・効率性の視点から内部監査を行い、適宜、社長への報告を実施しています。
監査等委員は、監査等委員会で立案した監査計画に従い取締役の業務執行に対して妥当性・適法性を監査しています。また、監査等委員は取締役会などの重要会議に出席し、監査等委員としての監査が機能するよう体制整備を行っています。加えて、監査等委員は会計監査人と連携し定期的に意見交換や監査結果の報告を受ける体制にしております。

c.会計監査
当社は、有限責任監査法人トーマツと当社グループの会計監査及び内部統制監査について監査契約を締結しています。法定監査の他、会計上の課題について適宜協議を行い適正な会計処理を行っています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社形態を基礎として、豊富な経験を持つ社外役員の選任により、経営の健全性・透明性を確保するとともに、迅速・果断な意思決定及び幅広いステークホルダーとの適切な協働のもと、企業価値の継続的な向上を図る為、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月19日開催の株主総会招集通知は本年6月1日に電子的公表を実施、法定1日前の本年6月4日に招集通知の発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2018年6月19日に株主総会を開催いたしました。引き続き、より多くの株主の皆様が参加できる日程を設定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	株主･投資家の利便性向上を鑑み、電磁的方法による議決権の行使を実施しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社ホームページに情報開示指針を掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR担当役員を講演者とする投資家説明会を開催しております。また、IR担当者を講演者とする証券会社支店での会社説明会を随時開催し、個人投資家との対話を心掛けております。	なし
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、第2四半期と期末に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに株主総会招集通知、株主通信、決算短信、有価証券報告書、投資家説明会資料等を開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部に担当者を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	飢餓救済プログラムへの参加やスポーツ大会への協賛、神奈川県横浜市と「地域活性化包括連携協定」を外食企業として初めて締結するなど、地域社会に根ざした活動を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コミュニケーションNEWS」を当社ホームページに掲出しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

a.効率的な職務遂行
当社及びグループ子会社は、経営の基本方針を示し、具体的な経営目標を定めるとともに、経営計画を策定して効率的に目標の達成にあたっています。経営目標を最も効率的に達成するよう柔軟に組織編成を行い、適材を配置するほか、組織の指揮命令系統を明確にし、目標達成に必要な範囲で各組織の長及び所属員に権限を付与し、随時報告を求めています。子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規定に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認しています。

b.コンプライアンス
コンプライアンス、すなわち、法令を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、周知徹底を図っています。コンプライアンスを推進するために、コンプライアンス・オフィサーを統括者とする社内横断的な体制を構築するとともに、各種法令に関する研修の実施など、当社及び主要グループ子会社全体で共通の予防・是正措置を講じています。コンプライアンスに係る状況については、当社及び主要グループ子会社における各組織から報告を受ける体制のほか、内部通報の制度も設けており、これらを通じ課題の把握と情報共有を行い、取締役会へも定期的に報告を行っています。

c.リスク管理
職務遂行に伴うリスクについては、コンプライアンスリスク、情報管理リスク、環境リスク、自然災害リスク等、様々なリスクの類型を定めています。新たに発生したリスクについては、速やかに責任部局を定めて対応します。当社及び主要グループ子会社における個別案件の取り組みにおいては、当社担当部局のリスク統括責任者が、全社的な方針・手続に沿って、案件ごとにリスクとリターンを分析・把握の上、所定の決裁権限に従って意思決定を行い、推進・管理しています。個別案件ごとのリスク管理を行うほか、定量的に把握可能なリスクについては当社及び主要グループ子会社としての全体的なリスク状況を把握し、必要に応じて見直しの上、適切な管理を行っています。

d.財務報告
財務諸表の適正且つ適時な開示のために、会計責任者を置いて、法令及び会計基準に適合した財務諸表を作成し、グループ戦略会議やGEC（グループ・エグゼクティブ・コミッティ）での討議・確認を経て開示しております。財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って、統制活動の推進、モニタリングの実施などを行い、内部統制の有効性確保のための取り組みを連結ベースで進めています。

e.情報の管理・保存
職務遂行に関する情報については、管理責任者が、内容の重要度に応じて個々に情報を分類して利用者に取り扱いを指示し、情報セキュリティの確保及び効率的な事務処理を行うとともに、執行部門の連絡会議やグループ全体にて報告するなど情報の共有化に努めています。管理責任者は、法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、所定の期間保存します。定めのない情報については、管理責任者が保存の要否及び期間を定め保存しています。

f.連結経営における業務の適正確保
当社及び主要グループ子会社ごとに管理担当部局を定め、毎年各社の業績や経営効率などを定量的に把握し、さらに、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの定性的な課題についても把握に努めています。子会社・関連会社に対しては、役員派遣、合弁契約締結、議決権行使などを通じて、業務の適正確保を図るほか、各社が持続的な成長を実現できるよう諸施策を講じ、連結ベースでの企業価値向上を目指しています。

g.監査、モニタリング
取締役及び使用人は監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めております。当社及びグループ子会社の代表取締役社長は監査等委員と会議等を通じて定期的な意見交換をおこなっております。また、各組織の職務遂行をより客観的に点検及び評価するために、内部監査組織を設置し、定期的に監査を行っています。

h.監査等委員会
監査等委員は、当社及びグループ子会社の取締役会及び重要な経営会議に出席して意見を述べるほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人等はこれに協力しています。一定額の損失発生や重大な問題が発生するおそれがある場合は、当社及び当社グループの担当部局の責任者は所定の基準・手続に従い、監査等委員会に報告しています。さらに、監査等委員会からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合またはコンプライアンス違反事項を認識した場合、監査等委員会に報告を行います。その際、使用人の監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇を行うことを禁じます。当社及び当社グループ子会社は監査等委員会が必要と認めるときは、監査等委員会の監査を支える弁護士、公認会計士などの外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担するものとします。なお、監査等委員会の監査の実効性を高めるために、監査等委員会の職務遂行を補助する組織を設置し、監査等委員会の指示による調査の権限を認めるほか、職務補助者の評価・異動などの人事に際しては、監査等委員会が行うなど、独立性の確保に留意しています。

i.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び主要グループ子会社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否しこれらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。当社は、従来より、社内窓口部署を設置し、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、引き続き、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ子会社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否しこれらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。当社は、従来より、社内窓口部署を設置し、情報の一元管理、警備などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携に努めてきており、引き続き、反社会的勢力排除のための社会体制の整備強化を推進します。

そのため、企業、団体と取引を行う際は信用調査、契約書への反社条項の記載を徹底し、反社会的勢力との取引を行うことの無いよう留意しています。また、警察などの外部機関とも信頼関係の構築に努め社内体制の整備強化を行っています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1．開示担当組織の整備状況

①適時開示における情報取扱責任者を経営管理担当取締役とし、適時開示規則への照会は経営管理部が担当しております。

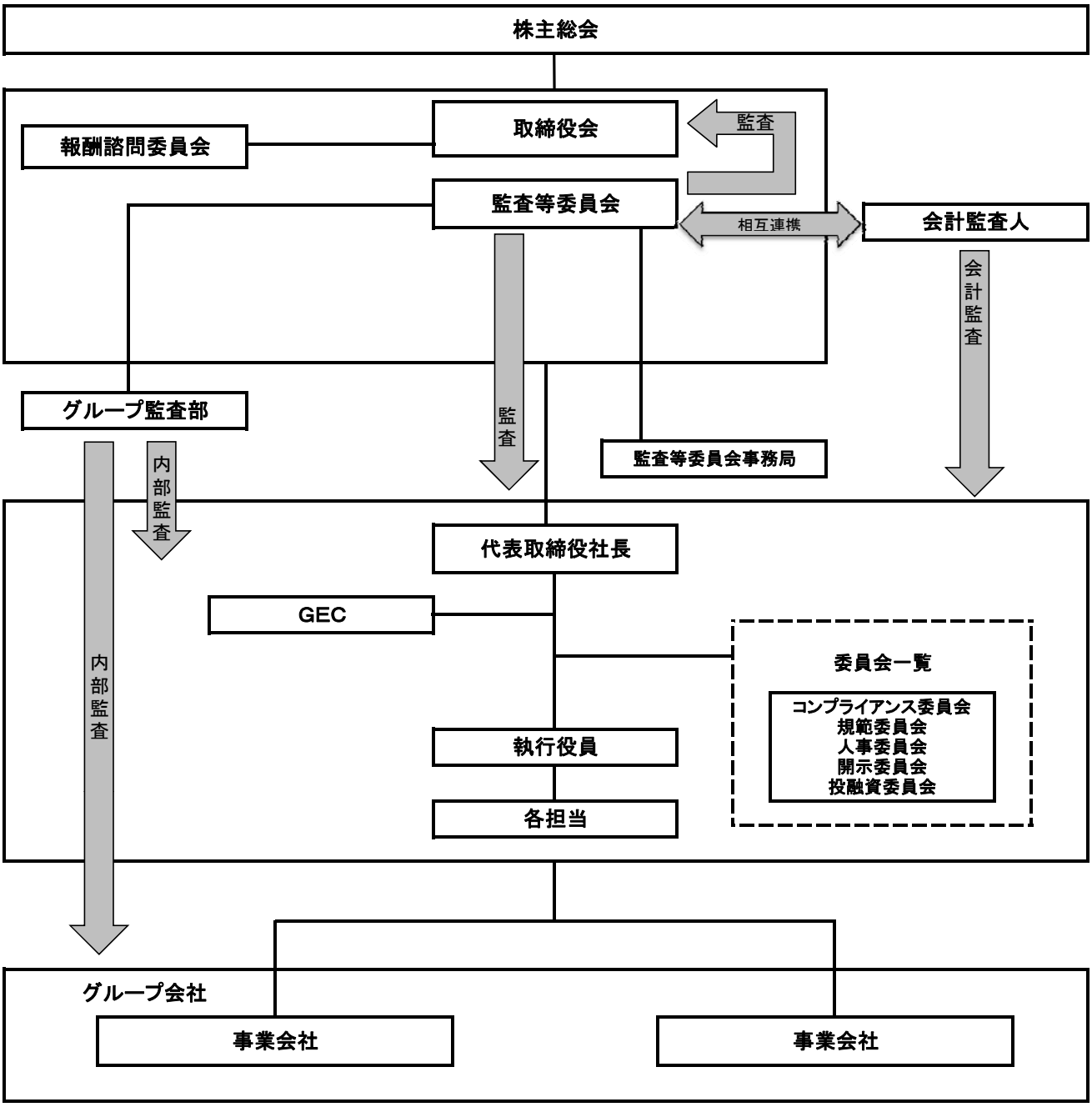
②当社における決定事実･発生事実、グループ子会社における適時開示に関する情報の集約は経営管理部が担当し、開示要否の検討及び判定を行っております。

③決算に関する会社情報は、経理担当取締役より四半期ごとの決算の内容について取締役会に報告されております。

2．適時開示手続の整備状況

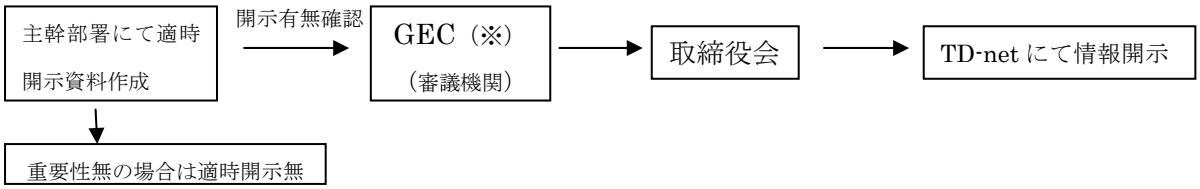
①取締役会において審議される会社情報は、経営管理担当取締役がその重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示しております。

②決算情報は、経理担当取締役が取締役会への報告を経て、当該情報を経営管理部と共有しながら、適時開示規則に準じて開示しております。なお、これらの会社情報は、対外公表と同時に当社ホームページでも速やかに公開すべく対応しております。


株主総会
報酬諮問委員会
取締役会
監査
監査等委員会
相互連携
会計監査人
会計監査
グループ監査部
監査
内部監査
監査等委員会事務局
内部監査
代表取締役社長
GEC
委員会一覧
コンプライアンス委員会
規範委員会
人事委員会
開示委員会
投融資委員会
執行役員
各担当
内部監査
グループ会社
事業会社
事業会社

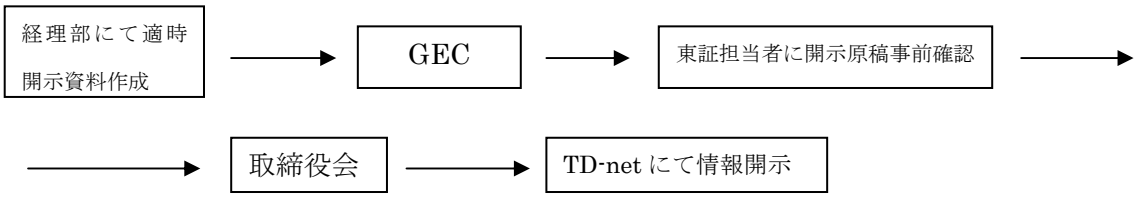
適時開示に係る社内体制図

①当社における決定事実・発生事実に関する情報開示



（※）GEC（グループ・エグゼクティブ・コミッティ）は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項及びグループ子会社の GEC 上程基準を満たした議案を審議することを目的としており、原則として毎月２回開会するものとしている。開示資料に関しては、開示内容の確認を行っている。

②決算情報に関する情報開示（主に決算短信の作成）



③当社グループにおける決定事実・発生事実に関する情報開示

